

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項及び第26条第1項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成26年8月11日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人未来の子供達の為の環境浄化の会

(2) 代表者の氏名

伊藤 博隆

(3) 主たる事務所の所在地

京都府亀岡市篠町柏原川原垣内17番地3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、京都市及び京都府下の住民に対して、環境・農・食を生産者と消費者が一緒に考え行動し、有機循環型地域社会づくりを促進するとともに、特に河川の浄化運動及び有機農産物（自然農法含）の地産地消の普及拡大に関する事業を行い、未来の子供達に京都市及び京都府の素晴らしい自然と環境を、地球遺産として残して行く事に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成26年7月29日

(文化市民局地域自治推進室)